

備えていますか？住まいと暮らしの立て直し

# 高知市 生活再建 サポートブック



たいさくくん



ヘルパちゃん



トラフ博士

罹災証明書

1

生活再建の資金  
に関する支援

5

住まいの確保・再建  
に関する支援

15

子育て・教育等  
に関する支援

25

税や保険料の減免等  
に関する支援

33

農林漁業・中小企業等  
への支援

41

その他の支援

45



つなみまん



じしんまん



ゆうどうくん

高知県防災キャラクター©やなせたかし

## はじめに

---

皆さんは、「災害への備え」というと何を思い浮かべますか？

住宅の耐震化、家具の転倒防止、ハザードマップや緊急避難場所の確認、避難訓練の実施、食料品や飲料水、携帯トイレの家庭内備蓄・・・などを思い浮かべた方が多いのではないのでしょうか。

これらは災害から「命を守る」ため、そして「守った命をつなぐ」ため、どれもとても大切なことです。

守った命をつないだ後に自分や家族の「生活を立て直す」ための備えも同じくらい大切です。

大規模災害が発生すると、住宅の被害を受けた方やご家族が亡くなった方、障害を受けた方への現金給付、自宅で生活できなくなった方への仮設住宅の供与、公共料金の減免、ローンが返済できなくなった方の債務整理など、様々な支援が実施されます。

しかしながら、過去に発生した大規模災害では、被災者の方々への制度の周知や理解が十分でなく、生活の立て直しが遅れてしまった事例や、必要な支援が受けられなかった事例が報告されています。

高知市では、このような事例を教訓に、支援制度の内容や手続き、窓口などの基礎的な情報を集めた「高知市生活再建サポートブック」を作成しました。

ご自身が活用できそうな支援制度を事前に把握しておくことや、被災した後にどのように生活を立て直したいか自分ごととしてイメージしておくことは、被災後の生活の立て直しに向けた大きな手助けになります。

来るべき南海トラフ地震などの大規模災害への備えとして、このサポートブックを日頃からご覧いただき、被災後の「生活を立て直す」ために、ぜひお役立てください。

# 目次

<b>罹災証明書</b>	<b>1</b>
罹災証明書	2
<b>生活再建の資金に関する支援</b>	<b>5</b>
被災者生活再建支援金	7
災害弔慰金・災害障害見舞金	9
災害援護資金貸付制度	10
生活福祉資金制度による貸付	11
母子父子寡婦福祉資金貸付金	12
被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	13
義援金の配分	14
生活困窮者自立支援制度	14
生活保護	14
未払賃金立替払制度	14
雇用保険に関する特例措置	14
恩給・共済年金担保融資	14
<b>住まいの確保・再建に関する支援</b>	<b>15</b>
応急仮設住宅	17
市営住宅の一時提供	18
セーフティネット住宅	18
地域優良賃貸住宅	19
災害公営住宅	19
災害復興住宅融資	20
住宅金融支援機構による返済方法の変更	21
被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	22
ブルーシートの展張（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	23
障害物の除去	23
公費解体	24
リフォーム税制（所得税・固定資産税）	24
長期優良住宅化リフォーム推進事業	24
リフォーム融資（耐震改修工事）	24
宅地防災工事資金融資	24

こんなにたくさんあるの！？



全部を覚える必要はないのじゃ。自分に関係のあるものを押さえておくのじゃ。



<b>子育て・教育等に関する支援</b>	<b>25</b>
児童扶養手当等の特別措置	27
教科書等の無償給与	27
未就学児への支援（保育料の特別措置）	28
小・中学生への支援（就学援助措置）	28
特別支援学級の生徒等への支援（就学奨励事業）	29
高校生等への支援（高等学校等就学支援金等）	30
大学生等への支援（高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）等）	31
国の教育ローン	32
<b>税や保険料の減免等に関する支援</b>	<b>33</b>
市税の特別措置	34
県税の特別措置	35
国税の特別措置	36
保険料等の特別措置	37
各種公的サービスの利用に係る特別措置	38
公共料金の特別措置	39
放送受信料の免除	39
<b>農林漁業・中小企業等への支援</b>	<b>41</b>
農林漁業者への支援	42
中小企業・小規模企業等への支援	43
職場適応訓練費の支給	44
<b>その他の支援</b>	<b>45</b>
災害ボランティアの派遣	46
弁護士等の士業関係者による専門的な相談受付	46
法的トラブル等に関する情報提供	46
弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	46
ハロートレーニング（公的職業訓練）	47
職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給	47
こころの健康相談	47



ここに載っているもの以外にも、災害発生後に新しい支援制度が作られることもあるから、市のホームページや広報誌をこまめにチェックすることが大切ね。



# 罹災證明書



## 罹災証明書

(申請・交付に関すること) 福祉管理課  
☎088-823-9044  
(現地調査に関すること) 税務管理課  
☎088-823-9418

### 制度の内容

- 罹災証明書は、災害によって住宅がどの程度被害を受けているか、市が証明する書類で、各種支援制度の適用に当たっての判断材料となるものです。
- 職員が現地調査を行い、まずは被災家屋の外観（屋根、基礎、外壁等）を目視で確認し、被害の程度を迅速に判定します。
- 制度によっては、被害の程度によって受けられる支援が異なる場合があります。もし1次調査の判定に納得できない場合は、家の内部も含めた調査（2次調査）を申し込むことができます。

#### 罹災証明書の区分

区分	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満

#### 活用できる方

- 自然災害によって、住宅に被害を受けた方

#### 申請手続き

- 市に申請書を提出します。申請後、現地調査によって被害の程度を判定し、罹災証明書を交付します。

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておこう！

撮影のポイントは以下のとおりだよ。

- ・ 外観はスマホなどで4方向から
- ・ 被災した部屋ごとに全景を
- ・ 被害箇所は寄りで
- ・ 水害の場合は浸水の高さが分かるように



罹災証明書が使われる主な支援制度

制度名	掲載 ページ	罹災証明書の判定			
		全壊	半壊※1	準半壊	一部 損壊
被災者生活再建支援金	7	○	○	×	×
災害援護資金貸付制度	10	○	○	×	×
応急仮設住宅	17	○	○	×	×
災害復興住宅融資（建設・購入）	20	○	○	×	×
災害復興住宅融資（補修）	20	○	○	○	○
被災住宅の応急修理	22	○	○	○	×
公費解体	24	○	△※2	×	×

※1 大規模半壊、中規模半壊を含みます。

※2 「特定非常災害」に指定される等の要件があります。

被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定は、地震で被災した建物や地震・大雨などで被害を受けた宅地について、危険度を判定し、ステッカーを見えやすい場所に表示することで、住民の皆さんの安全を確保するものです。

①被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性を判定して表示を行うものです。大地震発生後、各現場で市から派遣された判定士が判定します。



この建物に立ち入ることは危険



この建物に立ち入る場合は十分に注意



この建物は使用可能



この宅地に立ち入ることは危険



この宅地に立ち入る場合は十分に注意



この宅地の被災度は小さいと考えられる

②被災宅地危険度判定

地震や大雨などの大規模災害発生後に、被害状況を確認し、判定した危険度の表示を行うものです。登録された被災宅地危険度判定士が判定します。

いずれも罹災証明書とは異なる調査なので間違わないでね！



【お問い合わせ】

- ①建築指導課 ☎088-823-9470
- ②都市計画課 ☎088-823-9465



## 生活再建の資金に関する支援

---

# 生活再建の資金に関する支援 世帯の状況・ニーズ別早見表

世帯の状況・ニーズ	制度名	掲載ページ
当面の生活資金や 生活再建のお金がほしい	被災者生活再建支援金	7
	災害援護資金貸付制度	10
	生活福祉資金制度による貸付	11
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（生活資金）	12
	義援金の配分	14
	恩給・共済年金担保融資	14
家族が死亡した	災害弔慰金	9
重い障害を受けた	災害障害見舞金	9
ローンの負担を 軽くしたい	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	13
生活が困窮した	生活困窮者自立支援制度	14
	生活保護	14
勤務先の倒産や 離職した	未払賃金立替払制度	14
	雇用保険に関する特例措置	14

中でも「被災者生活再建支援金」、「災害弔慰金」、「災害障害見舞金」、「被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援」は大規模災害時によく使われているので、確認しておこう。



## 被災者生活再建支援金

防災政策課 ☎088-823-9055  
健康福祉総務課 ☎088-823-9440

罹災証明書

### 制度の内容

- 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。
- 支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。
  - ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
  - ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

生活再建の資金

※（）内は一人世帯の場合の額

区分※1	基礎支援金	加算支援金		計
全壊世帯 解体世帯※2 長期避難世帯※3	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
		賃貸住宅※4	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
大規模半壊世帯 (建物を解体した場合は「解体世帯」となります)	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
		賃貸住宅※4	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
中規模半壊世帯 (建物を解体した場合は「解体世帯」となります)	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
		補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
		賃貸住宅※4	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減免等

農林漁業・中小企業等

その他

- ※1 市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生するなど、被災者生活再建支援法が適用された災害が対象です
- ※2 「半壊」、「中規模半壊」、「大規模半壊」で被災した建物をすべて解体した場合や、液状化など住宅の敷地に被害が生じ住宅をやむを得ず解体した場合
- ※3 自然災害によって、住宅に住めない状態が長期に続くと県が認定した世帯
- ※4 公営住宅は除きます

## 活用できる方

- 制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。

区分	要件
全壊世帯	罹災証明書の判定が「全壊」の世帯
解体世帯	罹災証明書の判定が「半壊」で、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
長期避難世帯	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
大規模半壊世帯	罹災証明書の判定が「大規模半壊」の世帯
中規模半壊世帯	罹災証明書の判定が「中規模半壊」の世帯

- 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

## 申請手続き

- 基礎支援金は、申請書に罹災証明書や住民票の写し（解体世帯の場合は解体証明書などの解体したことを証明する書類）などを添付して市に提出します。
- 加算支援金は、申請書に工事請負契約書や建物賃貸借契約書などを添付して市に提出します。
- 申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13か月以内、加算支援金が37か月以内です。

基礎支援金と加算支援金を同時に申請しなくても大丈夫じゃぞ。

加算支援金については、住宅の再建方法をよく考えてから申請するのじゃ。



## 災害弔慰金・災害障害見舞金

健康福祉総務課  
☎088-823-9440

### 制度の内容

- 災害※によってお亡くなりになった方の遺族に対し「災害弔慰金」、重度の障害を受けた方には「災害障害見舞金」が、以下のとおり支給されます。

支給対象		支給条件	支給額
災害弔慰金	災害によりお亡くなりになった方の遺族	(亡くなった方が) 生計維持者	500万円
		(亡くなった方が) 生計維持者以外	250万円
災害障害見舞金	災害により重度の障害を受けた方	(障害を受けた方が) 生計維持者	250万円
		(障害を受けた方が) 生計維持者以外	125万円

※住居が5世帯以上滅失した自然災害などが対象です。

### 活用できる方

- 災害弔慰金：災害により死亡した方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同居又は生計を同じくしていた者））
- 災害障害見舞金：災害により重度の障害を受けた方（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など）
- 死亡又は障害が災害によるものと認められる場合に支給されます（本人の故意又は重大な過失によるものなど、支給対象とならない場合があります）。

### 申請手続き

- 災害弔慰金は、申請書に死亡診断書や遺族であることを証明する書類（戸籍謄本など）、本人確認書類などを添付して市に提出します。
- 災害障害見舞金は、申請書に医師の診断書などを添付して市に提出します。

罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・  
再建

子育て・教育等

税や保険料の減  
免等

農林漁業・中小  
企業等

その他

## 災害援護資金貸付制度

健康福祉総務課  
☎088-823-9440

## 制度の内容

- 災害※により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

世帯主の状況		その他の被害状況	貸付額
貸付限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	なし（世帯主の負傷のみ）	150万円
		家財の3分の1以上の損害	250万円
		住居の半壊	270万円
		住居の全壊	350万円
	世帯主に1か月以上の負傷がない場合	家財の3分の1以上の損害	150万円
		住居の半壊	250万円
		住居の全壊（以下の場合を除く）	270万円
		住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	据置期間中：無利子 据置期間経過後：無利子（連帯保証人を立てない場合は年1%） ※延滞の場合を除く		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		

※県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害などが対象です。  
※貸付額の（ ）内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合の金額です。

## 活用できる方

- 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。
  1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
  2. 家財の3分の1以上の損害
  3. 罹災証明書の判定が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊」
- 所得制限があるため、貸付を受けるには、市民税における前年の総所得金額が一定額未満である必要があります。

## 申請手続き

- 借入申込書などを市に提出します。

### 制度の内容

- 金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付けます。
- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用を貸し付ける「緊急小口資金」や住宅の復旧及び家財の購入等に必要な費用を貸し付ける「福祉費（災害援護費）」、被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用を貸し付ける「福祉費（住宅補修費）」などがあります。

	貸付限度額	貸付利率	据置期間	償還期間
緊急小口資金	10万円以内	無利子	2か月以内	12か月以内
福祉費 (災害援護費)	150万円	連帯保証人を立てた場合： 無利子	6か月以内	7年以内
福祉費 (住宅補修費)	250万円	連帯保証人を立てない場合： 年1.5%		

※大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置が実施されることがあります。  
※生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などの貸付制度があります。

### 活用できる方

- 低所得世帯（世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸付けを他から受けることが困難である世帯）
- 障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯）
- 高齢者世帯（65歳以上の高齢者のいる世帯）
- 災害援護資金の対象となる世帯や母子父子寡婦福祉資金を活用できる世帯など、貸付対象とならない場合があります。

### 申請手続き

- 借入申込書に住民票や世帯員の所得が分かる書類などを添付して、高知市社会福祉協議会に提出します。

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金

子育て給付課  
☎088-823-9447

## 制度の内容

- 母子家庭、父子家庭、寡婦の方の自立の助長と、お子さんの福祉の向上を図るために、各種資金を貸し付けます。
- 貸付資金には、安定した生活を維持するための「生活資金」や、住宅の補修・保全等に使える「住宅資金」など、ニーズに応じて様々な資金があります。
- また、既に貸付を受けている方で、災害により被災した方は、償還金の支払い猶予などの特別措置を受けることができます。

## 活用できる方

- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

## 申請手続き

- 申請に当たっては、原則として連帯保証人が必要です。
- 資金の種類によって貸付の要件や提出書類が異なります。詳しくは高知市子育て給付課にお問い合わせください。



## 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援

### 制度の内容

- 災害※によって住宅などのローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで債務整理できる場合があります。

※災害救助法が適用された災害が対象です。

### 活用できる方

- 災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人・個人事業主の債務者

### 申請手続き

- ローン借入先の金融機関に対し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用した債権整理を申請してください。



被災後に受け取った支援金や財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができるよ。

また、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないから、その後の新たな借入れにも影響しないんだ。



罹災証明書

生活再建の資金

再生  
住まいの確保

子育て・教育等

免等  
税や保険料の減

企業等  
農林漁業・中小

その他

## 義援金の配分

出納課  
☎088-823-9477

- 全国から寄せられた義援金を、義援金配分委員会において決定した基準により、被災した方に配分します。

## 生活困窮者自立支援制度

福祉管理課  
☎088-823-9444

- 様々な課題によって生活に困窮している方に対して、住居確保給付金の支給や家計改善支援などにより、生活の立て直しを支援します。

## 生活保護

福祉管理課  
☎088-823-9444

- 生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。

## 未払賃金立替払制度

(独)労働者健康安全機構 未払賃金立替  
払相談コーナー  
☎044-431-8663

- 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。

## 雇用保険に関する特例措置

高知公共職業安定所 (春野町以外)  
☎088-878-5320  
いの公共職業安定所 (春野町)  
☎088-893-1225

- 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。
- 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、雇用保険基本手当(失業手当)を受給できる場合があります。詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

## 恩給・共済年金担保融資

(株)日本政策金融公庫東京支店  
☎0570-03-1227 (ナビダイヤル)

- 軍人恩給や援護年金などを担保に、教育費や居住関係費、事業資金を融資するものです。



## 住まいの確保・再建に関する支援

---

## 住まいの確保・再建に関する支援 世帯の状況・ニーズ別早見表

世帯の状況・ニーズ	制度名	掲載ページ
建替えや補修にかかる お金を支援してほしい	被災者生活再建支援金（加算支援金）	7
	災害援護資金貸付制度・福祉費（住宅補修費）	11
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）	12
	災害復興住宅融資	20
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	24
	リフォーム融資（耐震改修工事）	24
	宅地防災工事資金融資	24
なるべくお金をかけずに 住まいを確保したい	応急仮設住宅	17
	市営住宅の一時提供	18
	セーフティネット住宅	18
	地域優良賃貸住宅	19
	災害公営住宅	19
住宅ローンの負担を 軽くしたい	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	13
	住宅金融支援機構による返済方法の変更	21
今の家で住めるように したい	被災住宅の応急修理	22
	ブルーシートの展張	23
	障害物の除去	23
家を解体したい	公費解体	24

## 応急仮設住宅

住宅政策課  
☎088-823-9463

### 制度の内容

- 災害※により住宅が被災し、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅（応急仮設住宅）を仮設し、一時的な居住の安定を図ります。
- 応急仮設住宅には、空き地などに新しく建設する「建設型応急仮設住宅」と民間賃貸住宅を借り上げた「賃貸型応急仮設住宅（通称「みなし仮設」）」の2種類があります。

※災害救助法が適用された災害が対象です。

### 活用できる方

- 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受けた方
- 住宅が半壊、大規模半壊、中規模半壊となり、住宅としての利用ができない方（土砂が流入しているなど）
- 地すべりにより避難指示を受けているなど長期にわたり自らの住居に居住できない方

### 申請手続き

- 申込書に罹災証明書などを添付して市に提出します。
- 仮設住宅が完成次第、順次入居できます。入居する地区及び順序は市で調整し、入居決定をします。

入居期間は原則、最長2年間※じゃ。

入居期間中に、自宅の建替え・購入、民間の賃貸住宅への転居、災害公営住宅への入居など、次の住まいを見つけるようにするのじゃ。



※東日本大震災や令和6年能登半島地震のように、災害の規模に応じて延長される場合があります。

罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減免等

農林漁業・中小企業等

その他

## 市営住宅の一時提供

住宅政策課  
☎088-823-9463

## 制度の内容

- 災害により住宅がなくなった方に対し、一時的に市営住宅を提供します（提供できる市営住宅は、空家の状況によります）
- 入居期間は最長6か月で、家賃や敷金は全額減免されます（共益費は自己負担）。

## 活用できる方

- 災害により住宅がなくなった方

## 申請手続き

- 申請書に罹災証明書や本人確認書類などを添付して市に提出します。



## セーフティネット住宅

住宅政策課  
☎088-823-9463

## 制度の内容

- 住宅が被災した方は、セーフティネット住宅に入居することができます。
- セーフティネット住宅は、被災者のほか、高齢者や障害者、子育て世帯、低所得者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、市に登録している民間の賃貸住宅です。

## 活用できる方

- 災害によって住宅がなくなったり、損傷したりした住宅に居住していた方（発生した日から3年以内）
- 高知市に災害救助法が適用された場合、市内に住んでいた方

## 申請手続き

- セーフティネット住宅として登録された情報は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で公開されています。ご自身にあった住宅を探し、登録業者に直接申し込みます。



## 地域優良賃貸住宅

住宅政策課  
☎088-823-9463

### 制度の内容

- 要件を満たす被災者の方は、地域優良賃貸住宅に入居することができます。
- 地域優良賃貸住宅は、バリアフリーや緊急通報システム等を備え、高齢者が快適に居住できる住宅として市が認定している民間の賃貸住宅で、市内に7件の賃貸住宅があります（令和8年1月時点）。

### 活用できる方

- 次の全ての要件を満たす方が対象です。
  1. 60歳以上
  2. 単身者（ただし、配偶者や60歳以上の親族は同居可能）
  3. 自ら居住するための住宅を必要としていること
  4. 所得月額が48万7千円以下であること

### 申請手続き

- 住宅の管理会社に直接申し込みます。申込後、入居の要件を満たしているか市で審査し、入居が決定します。



## 災害公営住宅

住宅政策課  
☎088-823-9463

### 制度の内容

- 災害※により住宅が被災し、自らの資力では住宅の再建が難しい被災者のために、発災後に、国の補助を受けて市が整備する公営住宅です。

※市内で200戸以上の住宅が滅失するなど一定の要件を満たした災害が対象です。

### 活用できる方

- 居住していた住宅が被災し、罹災証明書の判定が半壊以上であること、住宅が解体済又は解体を予定していること、他に居住する住宅を所有していないこと等

### 申請手続き

- 申込書に罹災証明書などを添付して市に提出します。
- 災害公営住宅が完成次第、順次入居できます。入居する地区及び順序は市で調整し、入居決定をします。

罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減等

農林漁業・中小企業等

その他

## 災害復興住宅融資

(独)住宅金融支援機構  
☎0120-086-353 (災害専用ダイヤル)

## 制度の内容

- 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修する場合に資金を融資するものです。
- 満60歳以上の方には、毎月の返済額を利息のみとし、亡くなられたときに相続人の方から住宅・土地の売却代金等により一括返済する仕組み（高齢者向け返済特例）があります。

再建方法	融資限度額		返済期間
建設	土地取得資金なし	5,500万円	35年
	土地取得資金あり	4,500万円	
購入	5,500万円		
補修	2,500万円		

※利率については、(独)住宅金融支援機構にご確認ください。

※建設・購入の場合は融資の日から3年間、補修の場合は1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

※高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となり、元本据置期間は設定できません。

## 活用できる方

- 建設・購入の場合：罹災証明書の判定が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊」の方
- 補修の場合：罹災証明書を交付されている方
- その他、年収に占める年間の返済額の割合が一定の基準より高い場合など、融資対象にならない場合があります。

## 申請手続き

- 借入申込書に罹災証明書などを添付して(独)住宅金融支援機構に提出します。Webによる申込みも可能です。
- 手続きの詳細については機構にお問い合わせください。



建設・購入



補修

## 住宅金融支援機構による返済方法の変更

(独)住宅金融支援機構  
☎0120-086-353 (災害専用ダイヤル)

### 制度の内容

- 住宅金融支援機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫を含む）を返済中の方で、災害による被害を受けた被災者の方に対して、以下のとおり返済方法を変更することにより支援するものです。

支援項目	支援内容
返済金の払込みの猶予	被災の程度に応じて、1～3年間返済を猶予
払込猶予期間中の金利の引下げ	被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ※
返済期間の延長	被災の程度に応じて、1～3年返済期間を延長

※引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げとなります。

※フラット35（買取型）を返済中の方は、被災の程度に関わらず、0.5%の引下げとなります。

### 活用できる方

- 以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。
  1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
  2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
  3. 事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方

### 申請手続き

- 申請書に必要書類を添付して返済中の金融機関に提出します。
- 被災状況等によって必要書類が異なるため、機構や返済中の金融機関にご確認ください。



罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減免等

農林漁業・中小企業等

その他

被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

建築指導課 ☎088-823-9044  
住宅政策課 ☎088-823-9463

### 制度の内容

- 災害※により住宅が被災した世帯に対して、屋根や居室、台所、トイレ等、引き続き住み続けるために必要な最小限度の部分を、応急的に修理します。
- 限度額は以下のとおり（令和7年4月基準）で、超過分は自己負担になります。
  - ①大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）の世帯：739,000円
  - ②準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：358,000円

※災害救助法が適用された災害が対象です。

### 活用できる方

- 罹災証明書の判定が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の方（「全壊」でも、修理によって引き続き居住可能なら対象です）

### 申請手続き

- 申込書に罹災証明書や被害状況が分かる写真などを添付して県又は市に提出します（災害救助法に基づき市に事務が委任された場合は、市が窓口になります）。



私の家は新しいから地震で壊れることもないし、津波浸水想定区域外だから、住まいのことは心配いらないわね。

最大クラスの南海トラフ地震が発生すると、高知市では震度7を観測する地点もあるんだドーン！  
油断は禁物だドーン！



ブルーシートの展張（住家の被害の  
拡大を防止するための緊急の修理）

建築指導課 ☎088-823-9044  
住宅政策課 ☎088-823-9463

罹災証明書

### 制度の内容

- 災害※により住宅の屋根や外壁等が損傷して雨漏りの恐れがある方で「準半壊以上（相当）」と判断される方を対象に、ブルーシートやロープ、土のう等の現物給付又は修理業者によるブルーシート展張等の修理費用を支援します。
- 限度額は53,900円（令和7年4月基準）で、超過分は自己負担になります。

※災害救助法が適用された災害が対象です。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、職員の現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。

生活再建の資金

### 活用できる方

- 住宅の屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、雨が降れば浸水を免れない方で、準半壊以上（相当）と判断された方

住まいの確保・再建

### 申請手続き

- 申込書に被害状況が分かる写真などを添付して県又は市に提出します（災害救助法に基づき市に事務が委任された場合は、市が窓口になります）。

子育て・教育等

## 障害物の除去

住宅政策課 ☎088-823-9463

### 制度の内容

- 災害※により、土石、竹木等の障害物が住家やその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。
- 限度額は143,900円以内（令和7年4月基準）で、超過分は自己負担になります。

※災害救助法が適用された災害が対象です。

### 活用できる方

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所や玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方

税や保険料の減免等

農林漁業・中小企業等

### 申請手続き

- 申請書に被害状況が分かる写真などを添付して県又は市に提出します（災害救助法に基づき市に事務が委任された場合は、市が窓口になります）。

その他

## 公費解体

新エネルギー・環境政策課  
☎088-823-9209

- 被災した建物を、申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去します。
- また、市が実施する前に解体を行ってしまった被災家屋等の解体・撤去費用についても、基準額の範囲内で費用の償還を行います。

リフォーム税制  
(所得税・固定資産税)高知税務署 (所得税について)  
☎088-822-1123  
資産税課 (固定資産税について)  
☎088-823-9425

- 住宅の改修を行う場合、耐震性や省エネ性能など、工事内容に応じて所得税及び固定資産税の優遇措置を受けることができます。



## 長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業  
実施支援室  
☎03-5229-7568

- 耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助するものです。



## リフォーム融資 (耐震改修工事)

(独)住宅金融支援機構  
☎0120-0860-35

- 住宅の耐震性の向上を目的とした耐震改修工事のための費用を融資するものです。



## 宅地防災工事資金融資

(独)住宅金融支援機構  
☎0120-0860-35

- 宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう、県又は市から勧告又は改善命令を受けた方に対して、擁壁の設置などの宅地防災工事を行うための資金を融資するものです。



## 子育て・教育等に関する支援

---

## 子育て・教育等に関する支援 世帯の状況・ニーズ別早見表

世帯の状況・ニーズ	制度名	掲載ページ
ひとり親世帯等	児童扶養手当等の特別措置（児童扶養手当）	27
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	12
障害者世帯や 家族に障害者がいる世帯	児童扶養手当等の特別措置（特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当）	27
未就学児がいる世帯	保育料の特別措置	28
小・中学生がいる世帯	就学援助措置	28
特別支援学級の生徒等が いる世帯	就学奨励事業	29
高校生等がいる世帯	高等学校等就学支援金（家計急変支援）	30
	高校等で学び直す者に対する修学支援	
	高校等専攻科の生徒への修学支援	
	高校生等奨学給付金	
大学生等がいる世帯	高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）	31
	日本学生支援機構の貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）	
	JASSO災害支援金	
学用品がなくなった	教科書等の無償給与	27
入学や通学にかかる お金を借りたい	国の教育ローン	32



被災しても保育や学びを止めないために、色々な支援制度が用意されているね。

通園・通学先によって使える制度が異なるので、自分の世帯にあった制度を確認しておこう。

## 児童扶養手当等の特別措置

子育て給付課 ☎088-823-9447  
障がい福祉課 ☎088-823-9053

罹災証明書

### 制度の内容

- 被災した方に対する以下の手当について、所得制限が一時的に解除され、新たに手当が認定されたり、所得制限のあった手当が全額支給になる場合があります。
- 児童扶養手当（子育て給付課）
- 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当（障がい福祉課）

生活再建の資金

### 活用できる方

- 所得制限により各手当が一部支給停止又は全部支給停止の方で、災害により、住家や家財等の2分の1以上が被災された方

住まいの確保・再建

### 申請手続き

- 申請書に罹災証明書などを添付して担当課に提出します。

子育て・教育等

## 教科書等の無償給与

学校教育課 ☎088-823-9479  
高知商業高等学校 ☎088-844-0267

### 制度の内容

- 災害※により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を無償で支給します。

※災害救助法が適用された災害が対象です。

税や保険料の減免等

### 活用できる方

- 住宅に被害を受け、学用品を失った以下の児童・生徒が対象です。
  1. 小学校（義務教育学校の前期課程）
  2. 中学校（義務教育学校の後期課程）
  3. 高等学校（定時制課程及び通信制課程含む）
  4. 中等教育学校（前期課程及び後期課程、定時制課程及び通信制課程）
  5. 特別支援学校（小学部、中学部、高等部）
  6. 高等専門学校
  7. 専修学校・各種学校

農林漁業・中小企業等

### 申請手続き

- 申請書に罹災証明書などを添付して各学校に提出します。

その他

## 未就学児への支援 (保育料の特別措置)

保育幼稚園課  
☎088-823-4012

### 制度の内容

- 災害により保育料の納付が困難な方は、減免や分割納付、納付期限の延長といった特別措置を受けることができます。

### 活用できる方

- 災害により保育料の納付が困難となった保護者

### 申請手続き

- 申請書に罹災証明書などを添付して、保育幼稚園課に提出します（事前にご相談ください）。

## 小・中学生への支援 (就学援助措置)

青少年・事務管理課  
☎088-823-9468

### 制度の内容

- 災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。

### 活用できる方

- 災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者

### 申請手続き

- 青少年・事務管理課に申請書を提出します。詳しくは青少年・事務管理課にお問い合わせください。



## 特別支援学級の生徒等への支援 (就学奨励事業)

青少年・事務管理課  
☎088-823-9468

### 制度の内容

- 被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。

### 活用できる方

- 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者のうち、被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯

### 申請手続き

- 青少年・事務管理課に申請書を提出します。詳しくは青少年・事務管理課にお問い合わせください。

罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・  
再建

子育て・教育等

税や保険料の減  
免等

農林漁業・中小  
企業等

その他

## 高校生等への支援 (高等学校等就学支援金等)

(国公立) 高知県高等学校課 ☎088-821-4851  
(私立) 高知県私学・大学支援課 ☎088-821-4690

### 制度の内容

- 各種就学支援制度の判定に際して、災害による家計急変後の収入に基づいて審査します。
- それによって、これまで所得制限により支給対象とならなかった方が対象となったり、支給額が制限されていた方は、制限が解除される場合があります。

制度名	制度の内容
① 高等学校等就学支援金（家計急変支援）	高等学校等就学支援金の支給により高校生等の授業料を支援します。 
② 高校等で学び直す者に対する修学支援	高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等に入学し学び直す者に対して、就学支援金の支給期間経過後の授業料を支援します。
③ 高校等専攻科の生徒への修学支援	高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対しての授業料を支援します。
④ 高校生等奨学給付金	低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となります。 

### 活用できる方

- ①～③は、被災による家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方
- ④は、都道府県が家計急変による経済的理由から所得要件等を満たすと認める方

### 申請手続き

- 上記の問合せ先又は通学している学校に確認の上、申請してください。

## 大学生等への支援（高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）等）

### 制度の内容

- 給付型奨学金や授業料等の減免、給付金の支給などによって、大学生等の通学や進学を支援します。

制度名	制度の内容	問合せ先
① 高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）	<p>これまで所得制限により支給対象とならなかった方が対象となったり、奨学金の給付額や授業料の減免額が制限されていた方は、制限が解除される場合があります。</p> 	<p>（給付型奨学金について） 在籍する各学校または 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301</p> <p>（授業料等減免について） 在籍する各学校</p>
② 日本学生支援機構の貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）	<p>災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、奨学金を貸与します。</p> 	<p>在籍する各学校</p>
③ JASSO災害支援金	<p>罹災証明書の判定が「半壊」以上や、床上浸水となった学生・生徒等に対して、支援金（10万円）を支給します。</p> 	<p>在籍する各学校</p>

### 活用できる方

- ①は、被災による家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方
- ②・③は、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒

### 申請手続き

- 手続きや制度の詳細については、ホームページで確認するか、上記問合せ先にお問い合わせください。

このほかにも、被災した方を対象に、大学が独自に授業料等を減額、免除している事例もあるわ。

発災後は、大学にも確認した方がいいみたいね。



## 国の教育ローン

(株) 日本政策金融公庫教育ローン  
コールセンター

0570-008656 または 03-5321-8656

### 制度の内容

- 入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。
- 貸付限度額等は次のとおりです。

融資限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内 (ただし、自宅外通学など、一定の要件に該当する場合は450万円まで借入可能)
利率	年3.55% (令和8年2月現在)
対象となる学校	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、大学、大学院、短期大学、専修学校など
対象経費	学校納付金、受験費用、教科書代、通学費用、塾・予備校代など
保証人等	(公財) 教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要

※利率は金融情勢によって変動しますので、記載されている利率とは異なる場合があります。最新の利率は(株)日本政策金融公庫にご確認ください。

### 活用できる方

- ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者(主に生計を維持されている方)
- 世帯年収(所得)の上限額があり、世帯で扶養している子どもの人数によって異なります(例:子ども2人の場合、年収890万円・所得690万円が上限)。
- 大規模災害で被災された方など、世帯年収(所得)の上限額が緩和される場合があります。その他、詳しくは(株)日本政策金融公庫のホームページ等で確認してください。

### 申請手続き

- 借入申込書に住民票の写し、源泉徴収票または確定申告書などを添付して(株)日本政策金融公庫に提出します(来店不要、Webや郵送が可能です)。



## 税や保険料の減免等に関する支援

---

## 市税の特別措置

### 制度の内容

- 災害により市税の納付が困難な場合は、被害の程度に応じて、以下の減免措置を受けることができます。

税の種類		問合せ先
市民税	個人	市民税課第一・第二市民税係 ☎088-823-9421
	法人	市民税課第三市民税係 ☎088-823-9423
軽自動車税		
事業所税		
固定資産税	家屋	資産税課家屋係 ☎088-823-9425
	償却資産	資産税課償却資産係 ☎088-823-9424

- 減免措置の他にも、市税を一度に納められない方に対する徴収の猶予や分割納付、納付期限の延長といった特別措置を受けられる場合があります。

### 活用できる方

- 災害により市税の納付が困難な方が対象となります。詳しくは、上記の問合せ先に確認してください。

### 申請手続き

- 市民税の減免については、申請書に罹災証明書などを添付して市民税課に提出します（個人市民税については、県民税（県税）、森林環境税（国税）の減免も一緒に申請できます）。
- 軽自動車税と事業所税の減免については、減免申請書に被害の状況が分かる書類などを添付して市民税課に提出します。
- 固定資産税の減免については、現地調査が必要となりますので、まずは資産税課に相談してください。

## 県税の特別措置

中央東県税事務所  
☎088-866-8500、8510  
中央西県税事務所  
☎088-821-4651、4652、4952

### 制度の内容

- 災害により県税の納付が困難な場合は、被害の程度に応じて、以下の減免措置を受けることができます。
  - ・ 個人県民税
  - ・ 個人事業税
  - ・ 不動産取得税
  - ・ 自動車税（環境性能割・種別割）
- 減免措置の他にも、県税を一度に納められない方に対する徴収の猶予や分割納付、納付期限の延長といった特別措置を受けられる場合があります。

### 活用できる方

- 災害により県税の納付が困難な方が対象となります。詳しくは、県税事務所に確認してください。

### 申請手続き

- 最寄りの県税事務所に相談の上、必要な手続きをとってください。
- 高知市はお住いの地域によって担当の県税事務所が異なりますので注意してください（納税通知書を送付してきた県税事務所にお問い合わせください）。



税金のことは難しくてよく分からないよ～

大規模災害時には、税理士による無料の相談会が開催される場合があるんじゃ。

一人ひとりにあったアドバイスをもらえるので、税金のことで困ったときは参加してみるとよいのじゃ。



罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減等

農林漁業・中小企業等

その他

## 国税の特別措置

高知税務署 ☎088-822-1123 または  
国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901

### 制度の内容

- 災害により国税の納付が困難な場合は、被害の程度に応じて、以下の特別措置を受けることができます。

制度の名称	制度の内容	
申告などの期限の延長	2ヶ月以内の範囲で申告や納付の期限が延長されます。	
納税の猶予	税務署長に申請することにより、納税の猶予を受けることができます。	
予定納税の減額	所得税等の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、災害が発生した後に納付期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。	
源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付	給与所得者が災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。	
所得税法に定める雑損控除	災害によって資産に損害を受けた場合に、一定の金額の所得控除（雑損控除）を受けることで、所得税の全部又は一部を軽減することができます。	
災害減免法に定める税金の軽減免除	災害による損害額が住宅や家財の価額の1/2以上ある場合、所得金額に応じて、所得税の全部又は一部を軽減することができます。	

※「所得税法に定める雑損控除」と「災害減免法に定める税金の軽減免除」は、いずれか有利な方法を選択できます。

### 活用できる方

- 災害により国税の納付が困難な方が対象となります。国税庁ホームページで確認するか、国税相談専用ダイヤルや高知税務署にお問い合わせください。

### 申請手続き

- 申請書に被災状況が分かる書類（罹災証明書等）等を添付して高知税務署に提出します。詳細については、国税庁ホームページで確認するか、国税相談専用ダイヤルや高知税務署にお問い合わせください。

## 保険料等の特別措置

### 制度の内容

- 災害により各種保険料等の納付が困難な場合は、保険料の減免や納付の猶予等の特別措置を受けることができます。

特別措置の種類		問合せ先
健康保険料・介護保険料の減免等	国民健康保険	(保険料の減免に関すること) 保険医療課資格賦課担当 ☎088-823-9360 (保険料の納付猶予に関すること) 保険医療課収納担当 ☎088-823-9438
	後期高齢者医療保険	(保険料の減免に関すること) 保険医療課後期高齢者医療担当 ☎088-823-9380 (保険料の納付猶予に関すること) 保険医療課収納担当 ☎088-823-9438
	介護保険	介護保険課資格賦課係 ☎088-823-9971
	その他の保険	加入している保険の保険者
国民年金保険料の減免等		中央窓口センター国民年金担当 ☎088-823-9439 高知西年金事務所 ☎088-875-1717 高知東年金事務所 ☎088-831-4430
心身障害者扶養共済制度掛金の減免		障がい福祉課医療福祉担当 ☎088-823-9053
確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長		確定拠出年金運営管理機関、加入手続きを行った金融機関
厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長		厚生年金基金、加入手続きを行った国民年金基金

### 活用できる方

- 災害により保険料等の納付が困難な方が対象となります。詳しくは、上記の問合せ先に確認してください。

### 申請手続き

- 手続きの詳細については、上記問合せ先にお問い合わせください。

## 各種公的サービスの利用に係る特別措置

## 制度の内容

- 災害により各種公的サービスに係る自己負担額の支払いが困難な場合は、自己負担額の減免や納付の猶予等の特別措置を受けることができます。

サービスの種類	特別措置を講じる経費	問合せ先
国民健康保険	医療機関に支払う自己負担金 	保険医療課給付担当 ☎088-823-9359
後期高齢者医療保険	医療機関に支払う自己負担金	保険医療課後期高齢者医療担当 ☎088-823-9380
介護保険	介護保険の給付サービス利用料 	介護保険課給付係 ☎088-823-9959
その他の保険	医療機関に支払う自己負担金	加入している保険の保険者
障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用料	障がい福祉課 障がい福祉サービス担当 ☎088-823-9378

## 活用できる方

- 災害により各種公的サービスに係る自己負担額の支払いが困難な方が対象となります。詳しくは、上記の問合せ先に確認してください。

## 申請手続き

- 手続きの詳細については、上記問合せ先にお問い合わせください。

マイナンバーカード（マイナ保険証）や資格確認書を紛失した方や自宅に残して避難している方は、そのことを医療機関等に伝えれば、マイナンバーカード等がなくても保険医療を受けることができるぞー！

マイナンバーカード等がなくても、体調が優れないときはためらわず医療機関を受診するんだぞー！



## 公共料金の特別措置

- 災害で被災した方は、電気料金やガス料金、電話料金等の公共料金について、減免や徴収の猶予や分割納付、納付期限の延長といった特別措置の特別措置を受けられる場合があります。
- 適用の条件や支援措置の内容については、事業者ごとに異なりますので、詳しくは契約している事業者を確認してください（発災後に、ホームページに掲載されます）。

## 放送受信料の免除

NHKふれあいセンター  
☎0570-077-077 または  
☎050-3786-5003

- 災害救助法が適用された区域に住んでいる方で、罹災証明書の判定が「半壊」、「半焼」又は「床上浸水」以上の被害を受けた建物に設置している受信機について、NHKの放送受信料が2か月間免除されます。



罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減等

農林漁業・中小企業等

その他

# MEMO

罹災証明書

---

---

生活再建の資金

---

---

---

---

住まいの確保・  
再建

---

---

---

---

子育て・教育等

---

---

---

---

税や保険料の減  
免等

---

---

---

---

農林漁業・中小  
企業等

---

---

---

---

その他

---

---

---

## 農林漁業・中小企業等への支援

---

農林漁業者への支援（（株）日本政策  
金融公庫による資金貸付）

（株）日本政策金融公庫  
☎0120-154-505

## 制度の内容

- （株）日本政策金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。

制度名	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するものです。 
農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資するものです。 
農業基盤整備資金 林業基盤整備資金 漁業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設、森林・林道等、漁港・漁場施設の復旧のための資金を融資するものです。

## 活用できる方

- 制度ごとに異なりますので、各制度のホームページを確認するか、（株）日本政策金融公庫にお問い合わせください。

## 申請手続き

- 制度ごとに異なりますので、各制度のホームページを確認するか、（株）日本政策金融公庫にお問い合わせください。

## 中小企業・小規模企業等への支援

(①②③) (株)日本政策金融公庫  
 ☎0120-154-505  
 (④⑤) 高知県信用保証協会  
 ☎088-823-3261

### 制度の内容

- (株)日本政策金融公庫や信用保証協会では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。

制度名		制度の内容
①	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、無担保・無保証人で融資を行う制度です。 
②	生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、高知県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受ける生活衛生関係業者に対して、無担保・無保証人で融資を行う制度です。 
③	災害復旧貸付	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業復旧のための運転資金及び設備資金の融資を行う制度です。 
④	セーフティネット保証4号	自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。 
⑤	災害関係保証	災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。 

### 活用できる方

- 制度ごとに異なりますので、各制度のホームページを確認するか、上記の問合せ先に確認してください。

### 申請手続き

- 制度ごとに異なりますので、各制度のホームページを確認するか、上記の問合せ先に確認してください。

罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減免等

農林漁業・中小企業等

その他

## 職場適応訓練費の支給

高知公共職業安定所（春野町以外）  
☎088-878-5320  
いの公共職業安定所（春野町）  
☎088-893-1225

### 制度の内容

- 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。
- 事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき月額24,000円（重度の障害者25,000円）が支給されます。短期の職場適応訓練については、日額960円（重度の障害者1,000円）です。
- 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練は4週間）以内です。

### 活用できる方

- 激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次の①から⑤に該当する事業主に委託して行います。
  - ① 職場適応訓練を行う設備があること
  - ② 指導員としての適当な従業員がいること
  - ③ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること
  - ④ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
  - ⑤ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること

### 申請手続き

- 詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。



これらの他にも、日本政策金融公庫では、中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けているよ。

資金繰りに困ったときは、事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）に相談しよう！



## その他の支援

---

## 災害ボランティアの派遣

地域コミュニティ推進課  
☎088-823-9080  
高知市社会福祉協議会地域協働課  
☎088-823-9570

- 被災者の多様な困りごとをお手伝いするため、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアを派遣します。

## 弁護士等の士業関係者による専門的な相談受付

広聴広報課情報公開・市民相談センター  
☎088-823-9412

- 弁護士、税理士などの士業関係者が法律、相続、税金などの専門的な相談に応じる相談窓口を開設します。

## 法的トラブル等に関する情報提供

法テラス・サポートダイヤル  
☎0570-078374

- 全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。



## 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

法テラス・サポートダイヤル  
☎0570-078374

- 資力が一定額以下の方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。
  - ・ 弁護士又は司法書士による無料法律相談
  - ・ 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え
  - ・ 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え



過去の大规模災害時では、相続関係や不動産関係、住宅、車等のローンに関する法律相談が多かったと言われているわ。

今の生活状況から、被災後に自分がどんな状況に陥るのか、事前にイメージしておくことが大切ね。



## ハロートレーニング（公的職業訓練）

高知公共職業安定所（春野町以外）  
☎088-878-5320  
いの公共職業安定所（春野町）  
☎088-893-1225

- 災害により離職した方が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。
- また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。



## 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給

高知公共職業安定所（春野町以外）  
☎088-878-5320  
いの公共職業安定所（春野町）  
☎088-893-1225

- 就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。
- また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。



## こころの健康相談

高知県精神保健福祉センター  
☎088-823-0600（相談専用）

- 精神保健福祉センターでは、こころの健康に関する相談（精神保健福祉相談）に応じています。
- 精神科の医師、心理士、精神保健福祉相談員、保健師等が対応します。面接による相談も可能です（予約制）。



罹災証明書

生活再建の資金

住まいの確保・再建

子育て・教育等

税や保険料の減免等

農林漁業・中小企業等

その他





---

高知市生活再建サポートブック【第1版】

令和8年3月発行

---

発行：高知市防災政策課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45総合あんしんセンター5階

☎ 088-823-9055 FAX 088-823-9085

✉ [kc-080200@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-080200@city.kochi.lg.jp)

X 高知市「防災情報」フォローお願いします  
防災に関する様々な情報を発信しています！

